

《未着手都市計画道路の見直し》

- | | |
|---------|----------------------------|
| 第 1 号議案 | 名古屋都市計画用途地域の変更(名古屋市決定) |
| 第 2 号議案 | 名古屋都市計画特別用途地区の変更(名古屋市決定) |
| 第 3 号議案 | 名古屋都市計画高度地区の変更(名古屋市決定) |
| 第 7 号議案 | 名古屋都市計画特別緑地保全地区の変更(名古屋市決定) |
| 第 8 号議案 | 名古屋都市計画道路の変更(名古屋市決定) |
| 第 10号議案 | 名古屋都市計画公園の変更(名古屋市決定) |

未着手都市計画道路の整備について(H29.3策定)

未着手都市計画道路

の整備について

(第2次整備プログラム)



平成29年3月
名古屋市

概要版

整備効果の評価
(定量的評価)

事業性の検証
(定性的検証)

評価・検証結果の確認(自動車交通処理の検証・道路整備費の見通し)

路線別の見直しの方向性

今後整備する路線

今後整備しない路線

概ね11m以上の現況道路あり 概ね11m以上の現況道路なし

整備優先路線
(今後10年以内に整備着手)

10箇所 4km

計画存続路線
(今後10年以降に整備着手)

42箇所 20km

変更候補路線
(現況幅員等への計画の変更)

21箇所 15km

廃止候補路線
(計画の廃止)

30箇所 15km

名古屋市都市計画図(施設計画)

MAP OF NAGOYA CITY PLANNING (for city-planning-designated facilities)

名古屋都市計画道路の変更
(名古屋市決定)

(1) 現況幅員等への変更を行う路線(名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3-5・8号 枇杷島野田町線	区域の変更	延長約500mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→12.88m
②3-4・10号 中郷十一里線	区域の変更	延長約100mの区間において、一部区域を削除する 幅員20m→15.0m
③3-5・32号 上名古屋線	区域の変更	延長約340mの区間において、一部区域を削除する 幅員15m→10.90m
④3-4・37号 瀬田線	名称の変更 区域の変更 車線数の変更 幅員の変更	延長約1,350mの区間において、一部区間を現況道路 線形に変更及び名称の変更 ・港区一州町～瀬田町(延長約1,250m) 車線数4車線→2車線 ・港区瀬田町地内(延長約100m)
⑤3-5・45号 光音寺内田橋線	区域の変更	延長約1,790mの区間において、一部区域を削除する ・北区中切町6丁目～金城町3丁目(延長約1,230m) 幅員15m→10.90m ・北区金城町2丁目(延長約560m) 幅員15m→11.45m
⑥3-5・52号 杉村老松線	区域の変更	延長約1,430mの区間において、一部区域を追加、 削除する 幅員16m→10.90m、11.80m
⑦3-3・170号 星崎鳴海線	区域の変更	延長約530mの区間において、一部区域を削除する 幅員20m→18.90m

(2) 計画の廃止を行う路線(名古屋市決定)

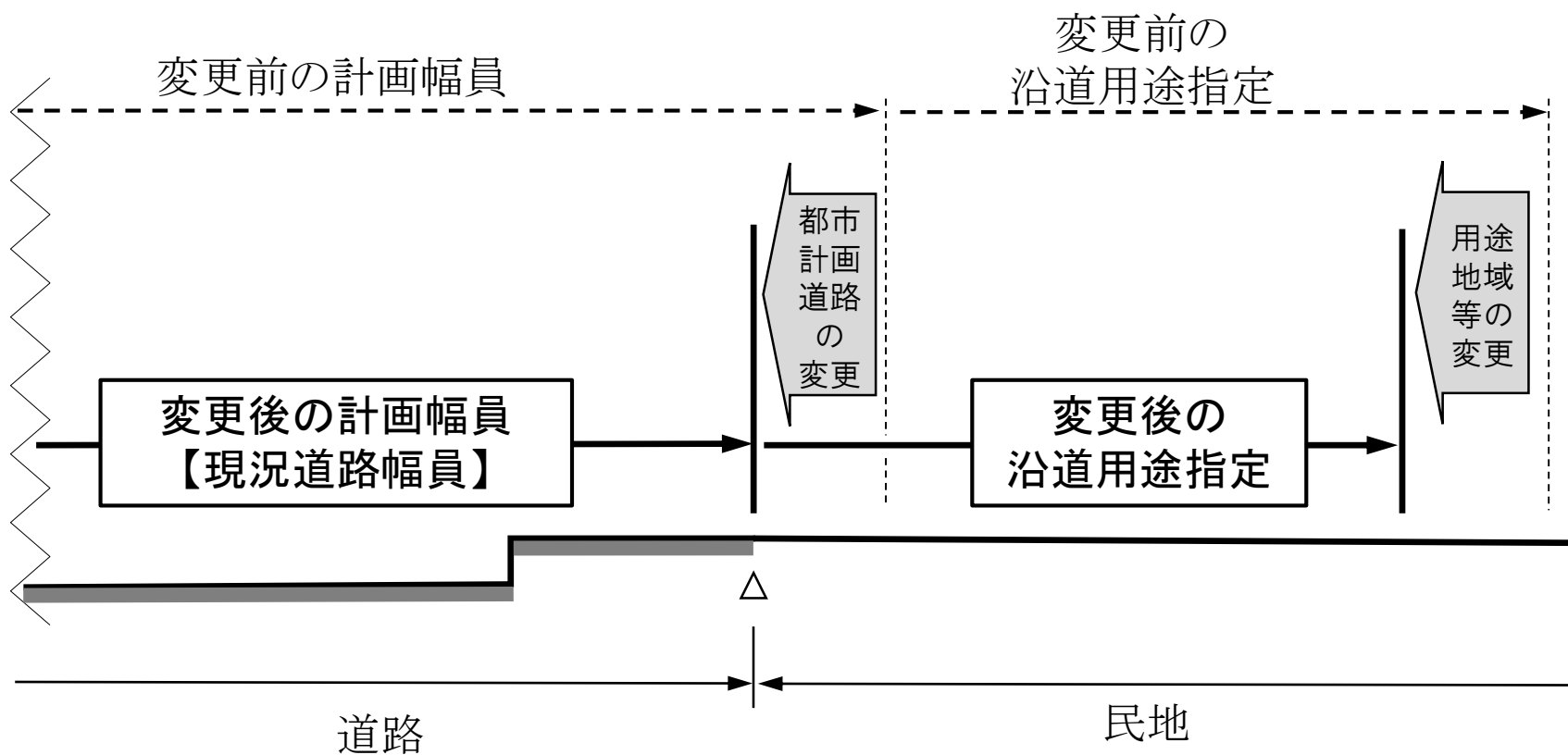
路線名	変更内容	概要
①3-5・26号 堀越枇杷島線	終点の変更 幅員の変更	延長約700mの区間を廃止する
②3-4・51号 味鋺線	終点の変更	延長約530mの区間を廃止する
③3-4・61号 鳥羽見線	終点の変更	延長約780mの区間を廃止する
④3-4・97号 中小田井味鋺線	終点の変更	延長約2,750mの区間を廃止する
⑤3-5・106号 北押切堀端線	起点の変更	延長約910mの区間を廃止する
⑥3-5・131号 駅西線	路線の廃止	全延長約570mの区間を廃止する
⑦3-4・147号 鳥森町線	終点の変更	延長約1,120mの区間を廃止する
⑧3-5・167号 枯木上旭出線	路線の廃止	延長約1,370mの区間を廃止する

(3) 未着手都市計画道路の変更に関連する変更を行う路線(名古屋市決定)

路線名	変更内容	概要
①3-2・3号 名古屋伏線	構造事項変更	3・5・106号北押切堀端線及び3・4・147号鳥森町線の廃止に伴う立体及び平面交差箇所の変更 幹線街路と立体交差2箇所→ 幹線街路と立体交差1箇所→ 幹線街路と平面交差62箇所→ 幹線街路と平面交差61箇所
②3-3・14号 樽町線	構造事項変更	3・5・131号駅西線の廃止に伴う平面交差箇所の変更 幹線街路と平面交差9箇所→ 幹線街路と平面交差8箇所
③3-1・20号 伏見町線	構造事項変更	3・5・26号堀越枇杷島線の廃止に伴う平面交差箇所の変更 幹線街路と平面交差32箇所→ 幹線街路と平面交差31箇所
④3-3・81号 高針大高線	構造事項変更	3・5・167号枯木上旭出線の廃止に伴う平面交差箇所の変更 幹線街路と平面交差20箇所→ 幹線街路と平面交差19箇所
⑤3-4・87号 古鳴海停車場線	構造事項変更	3・5・167号枯木上旭出線の廃止に伴う平面交差箇所の変更 幹線街路と平面交差6箇所→ 幹線街路と平面交差5箇所
⑥3-4・88号 鳴子団地大高線	構造事項変更	3・5・167号枯木上旭出線の廃止に伴う平面交差箇所の変更 幹線街路と平面交差6箇所→ 幹線街路と平面交差5箇所
⑦3-4・108号 守山本道線	構造事項変更	3・4・61号鳥羽見線の廃止に伴う平面交差箇所の変更 幹線街路と平面交差10箇所→ 幹線街路と平面交差9箇所
⑧3-4・212号 味鋺西線	路線の追加	3・4・97号中小田井味鋺線の変更(一部区間の廃止による路線分割)に伴う路線の追加 延長約1,440m、幅員16m

凡 例	
	起終点又は区域の変更
	路線の追加又は廃止
	構造事項等の変更

変更概略図



① 未着手都市計画道路における変更

ア 現況幅員等への変更を行う路線

路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)	具体的な 変更内容
3・5・8号 枇杷島野田町線	延長約500mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→12.88m)	○ (1,3)	参考図①
3・4・10号 中郷十一屋線	延長約100mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→15.0m)	—	参考図②
3・5・32号 上名古屋線	延長約340mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→10.90m)	○ (1,2,3)	参考図③
3・4・37号 潮風線	延長約1,350mの区間で一部区間を現況線形に 変更することに伴い、名称、区域、車線数及び 幅員の変更 ・ 港区一州町～潮風町 (延長約1,250m) 車線数4車線→2車線 ・ 港区潮風町地内 (延長約100m)	—	参考図②
3・5・45号 光音寺内田橋線	延長約1,790mの区間で一部区域の削除 ・ 北区中切町6丁目～金城町3丁目 (延長約1,230m、幅員15m→10.90m) ・ 北区金城町2丁目地内 (延長約560m、幅員15m→11.45m)	○ (1,2,3)	参考図④
3・5・52号 杉村老松線	延長約1,430mの区間で一部区域の追加・削除 (幅員16m→10.90m、11.80m)	—	参考図④
3・3・170号 星崎鳴海線	延長約530mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→18.90m)	○ (1,3)	参考図⑤

イ 計画の一部区間の廃止を行う路線

路線名	変更の概要	関連路線の変更※	具体的な 変更内容
3・5・26号 堀越枇杷島線	延長約700mの区間の廃止 に伴う終点の変更及び代表 幅員の変更	3・1・20号 伏見町線	参考図③
3・4・51号 味鋤線	延長約530mの区間の廃止 に伴う終点の変更	用途地域・高度地区の変更	参考図⑥
3・4・61号 鳥羽見線	延長約780mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・4・108号 守山本通線	参考図⑦
3・4・97号 中小田井味鋤線	延長約2,750mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・4・212号 味鋤西線 都市計画緑地の変更	参考図⑥
3・5・106号 北押切堀端線	延長約910mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・2・3号 名古屋環状線	参考図③
3・5・131号 駅西線	全延長約570mの区間の廃止	3・3・14号 椿町線	参考図⑧
3・4・147号 鳥森町線	延長約1,120mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・2・3号 名古屋環状線	参考図⑧
3・5・167号 枯木上旭出線	全延長約1,370mの区間の廃止	3・3・81号 高針大高線 3・4・87号 古鳴海停車場線 3・4・88号 鳴子団地大高線 特別緑地保全地区の変更	参考図⑤

※未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の構造事項(交差箇所数)の変更等を行う。

② 未着手都市計画道路の変更に関連する変更(構造事項の変更等)

変更の概要	路線名※				
構造事項 (交差箇所数) の変更	7 路線	3・2・3号	名古屋環状線	3・4・87号	古鳴海停車場線
		3・3・14号	椿町線	3・4・88号	鳴子団地大高線
		3・1・20号	伏見町線	3・4・108号	守山本通線
		3・3・81号	高針大高線		
路線の追加	1 路線	3・4・212号	味鋤西線	中小田井味鋤線の変更(一部区間の廃止による路線分割)に伴う路線の追加(延長約1,440m、幅員16m)	

※これらの変更に伴う用途地域等の変更は生じない。

① 未着手都市計画道路における変更

ア 現況幅員等への変更を行う路線

路線名	変更の概要	用途地域等 の変更 (関連議案番号)	具体的な 変更内容
3・5・8号 枇杷島野田町線	延長約500mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→12.88m)	○ (1,3)	参考図①
3・4・10号 中郷十一屋線	延長約100mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→15.0m)	—	参考図②
3・5・32号 上名古屋線	延長約340mの区間で一部区域の削除 (幅員15m→10.90m)	○ (1,2,3)	参考図③
3・4・37号 潮風線	延長約1,350mの区間で一部区間を現況線形に 変更することに伴い、名称、区域、車線数及び 幅員の変更 ・ 港区一州町～潮風町 (延長約1,250m) 車線数4車線→2車線 ・ 港区潮風町地内 (延長約100m)	—	参考図②
3・5・45号 光音寺内田橋線	延長約1,790mの区間で一部区域の削除 ・ 北区中切町6丁目～金城町3丁目 (延長約1,230m、幅員15m→10.90m) ・ 北区金城町2丁目地内 (延長約560m、幅員15m→11.45m)	○ (1,2,3)	参考図④
3・5・52号 杉村老松線	延長約1,430mの区間で一部区域の追加・削除 (幅員16m→10.90m、11.80m)	—	参考図④
3・3・170号 星崎鳴海線	延長約530mの区間で一部区域の削除 (幅員20m→18.90m)	○ (1,3)	参考図⑤

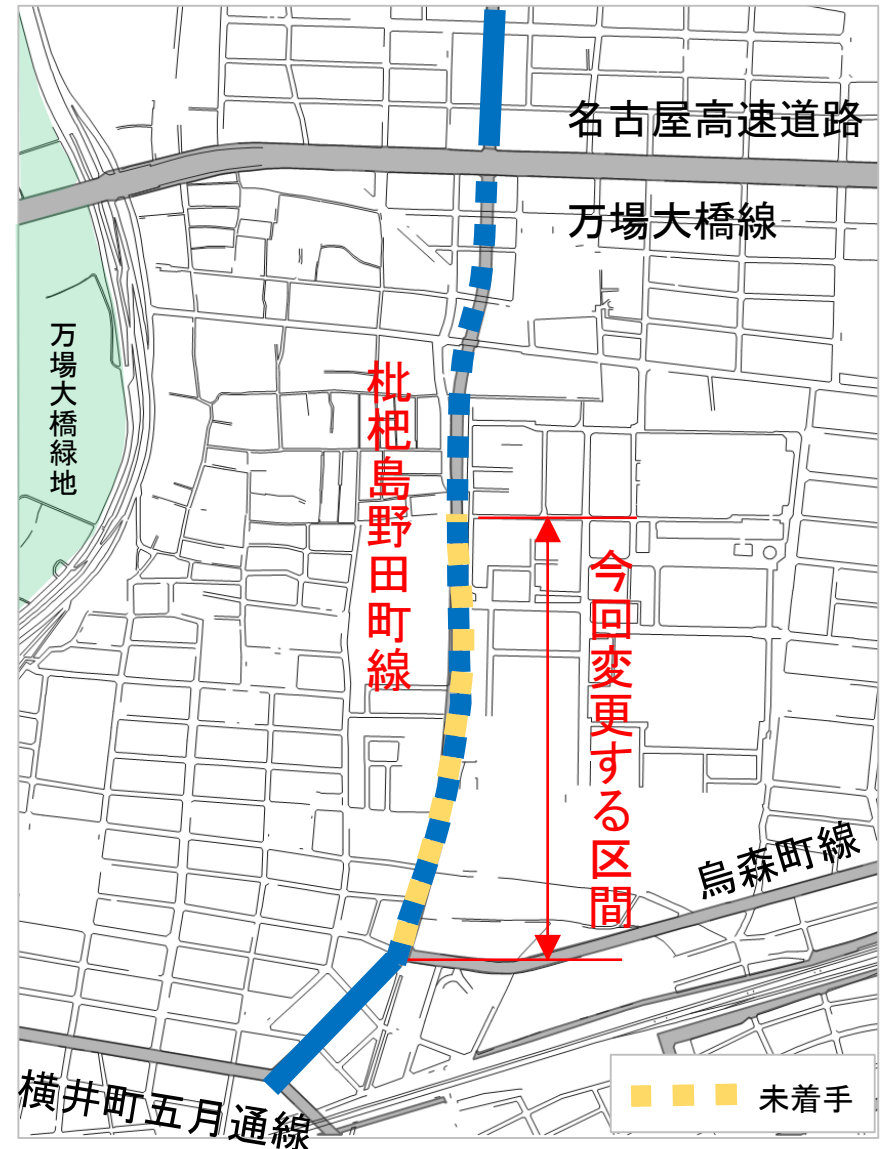
路線の概要(枇杷島野田町線)

起点：西区枇杷島二丁目

終点：中村区横前町

○計画延長：約5.88km
うち今回変更する
未着手区間：約500m
(中村区岩塚町字神田～岩塚町字大池)

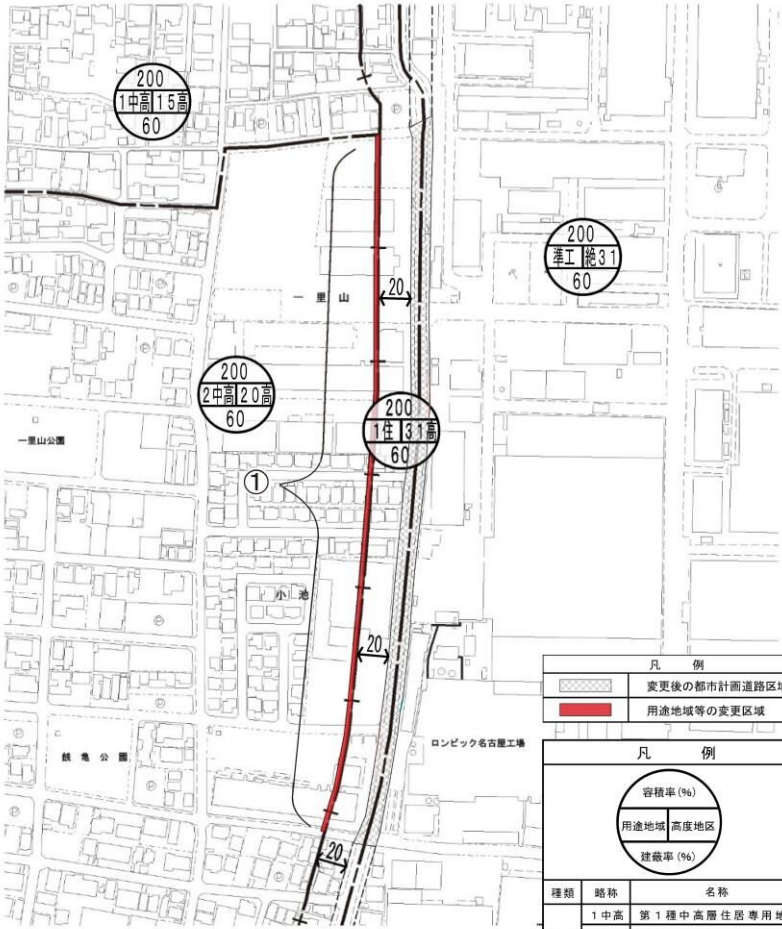
○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「変更候補路線」
(計画幅員15m→現況幅員約12.88m)



参考図①
(その2)



※区分線の種類
——— : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
—+— : 沿道指定その他



凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

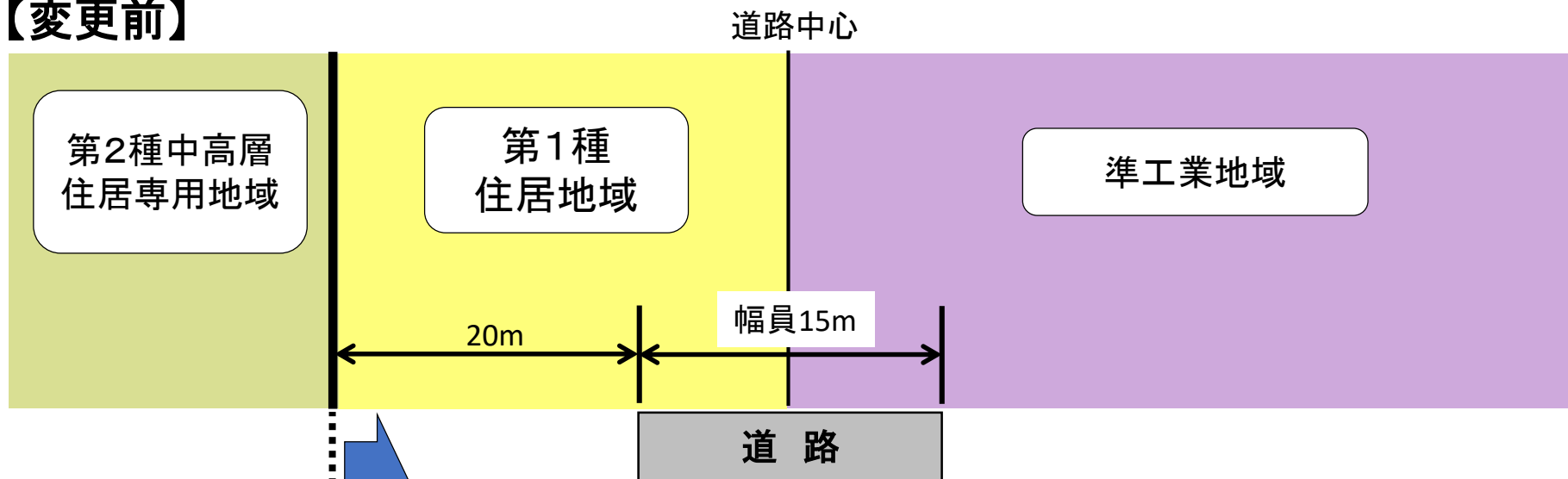
凡 例		
種類	略称	名称
用途 地域	1中高	第1種中高層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
高度 地区	準工	準工業地域
	15高	15m高度地区
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	総31	絶対高31m高度地区

用途地域等変更前後対照表

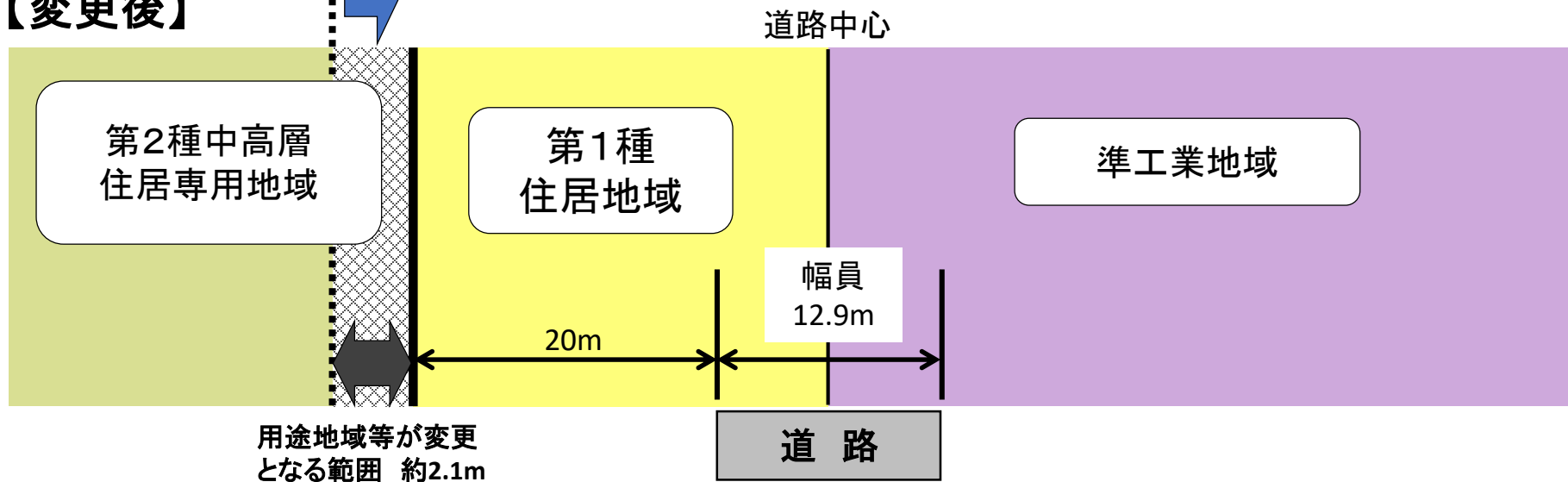
変更 箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率/ 建蔽率	高度地区	用途地域	容積率/ 建蔽率	高度地区
①	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区	第2種中高層 住居専用地域	200% 60%	20m高度地区

<用途地域の変更概略図>

【変更前】



【変更後】

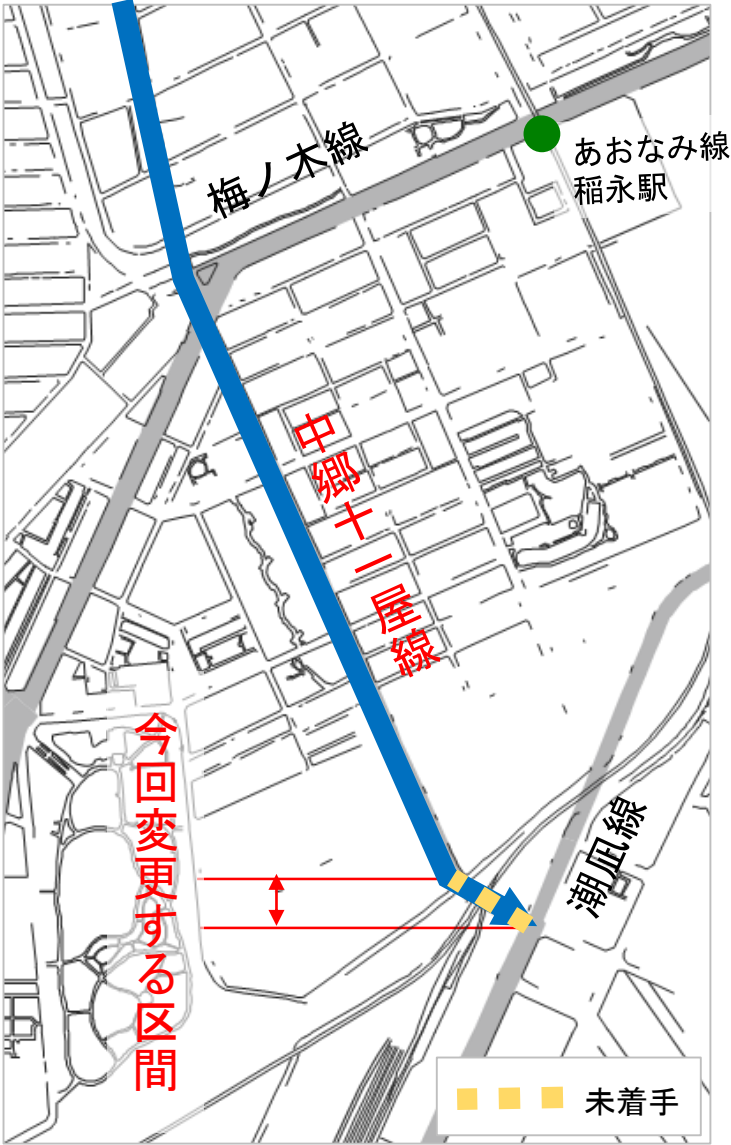


路線の概要(中郷十一屋線)

起点: 中川区中郷二丁目 終点: 港区潮風町

○計画延長 : 約6.89km
 うち今回変更する
 未着手区間 : 約100m
 (港区潮風町地内)

○第2次整備プログラム
 (平成29年3月策定)
 「変更候補路線」
 (計画幅員20m→現況幅員約15m)

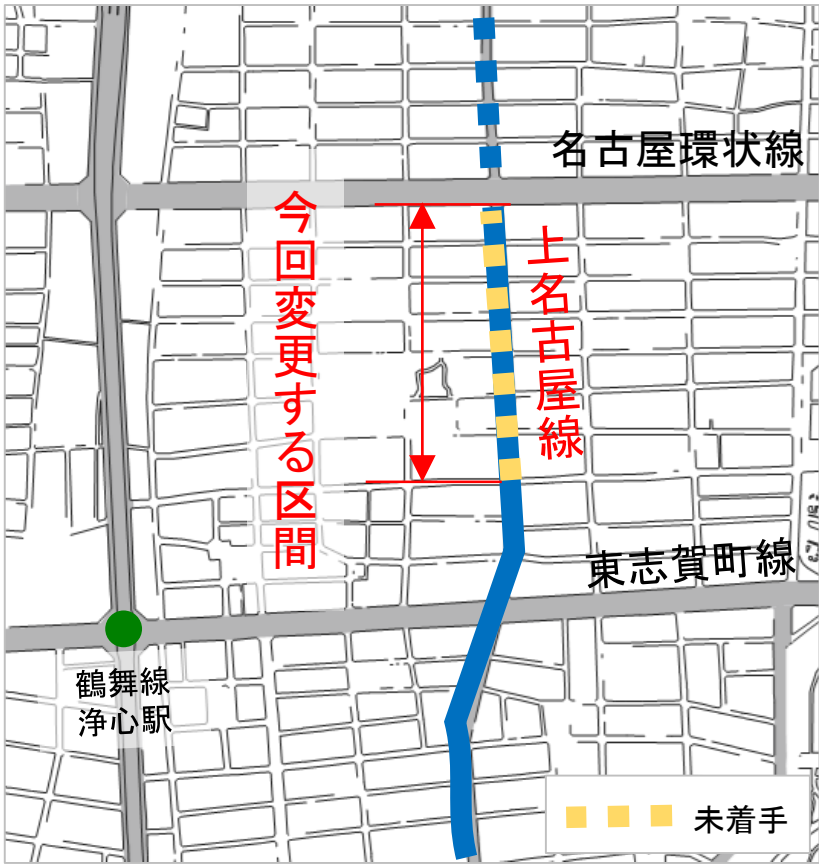


路線の概要(上名古屋線)

起点：：西区又穂町3丁目 終点：西区城西三丁目

○計画延長 ： 約2.03km
 うち今回変更する
 未着手区間 ： 約340m
 (西区上名古屋四丁目～上名古屋一丁目)

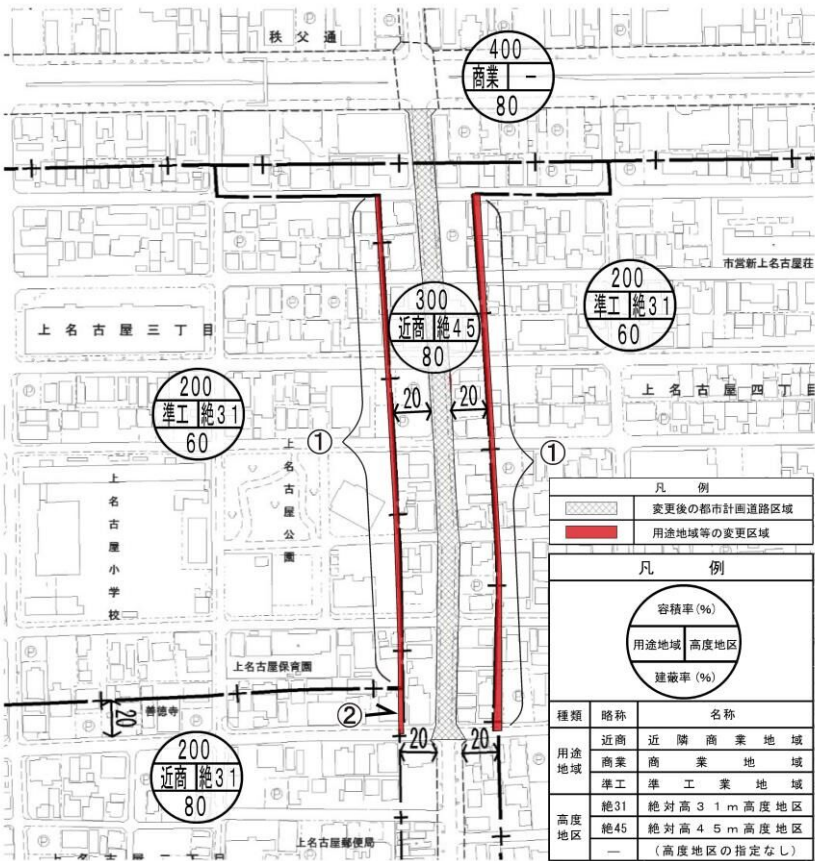
○第2次整備プログラム
 (平成29年3月策定)
 「変更候補路線」
 (計画幅員15m→現況幅員約10.9m)



参考図③
(その2)



※区分線の種類
——— : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
—+—+— : 沿道指定その他



凡 例		
	変更後の都市計画道路区域	
	用途地域等の変更区域	

凡 例		
種類	略称	名称
用途地域	近商	近 隣 商 業 地 域
	商業	商 業 地 域
	準工	準 工 業 地 域
高度地区	絶対高 31	絶対高 31 m 高度地区
	絶対高 45	絶対高 45 m 高度地区
	—	(高度地区の指定なし)

用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前				変更後			
	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	特別用途地区	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	特別用途地区
①	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	準工業地域	200% 60%	絶対高 31m高度地区	大規模集客施設制限地区 特別工業地区
②	近隣商業地域	300% 80%	絶対高 45m高度地区	—	近隣商業地域	200% 80%	絶対高 31m高度地区	—

路線の概要(潮凧線)

起点: 港区一州町 終点: 港区空見町

○計画延長 : 約4.93km
 うち今回変更する
 未着手区間 : 約1,350m
 (港区潮凧町地内)

○第2次整備プログラム
 (平成29年3月策定)

「変更候補路線」
(現況線形への変更: 区域、車線数、幅員)

※代表幅員の変更に伴う、名称の変更
 3・3・37 潮凧線 ⇒ 3・4・37 潮凧線



路線の概要(光音寺内田橋線)

起点: 北区中切町6丁目 終点: 瑞穂区新開町

○計画延長: 約10.19km

うち今回変更する

未着手区間: 約1,790m

(北区中切町6丁目～金城町3丁目、
金城町2丁目地内)

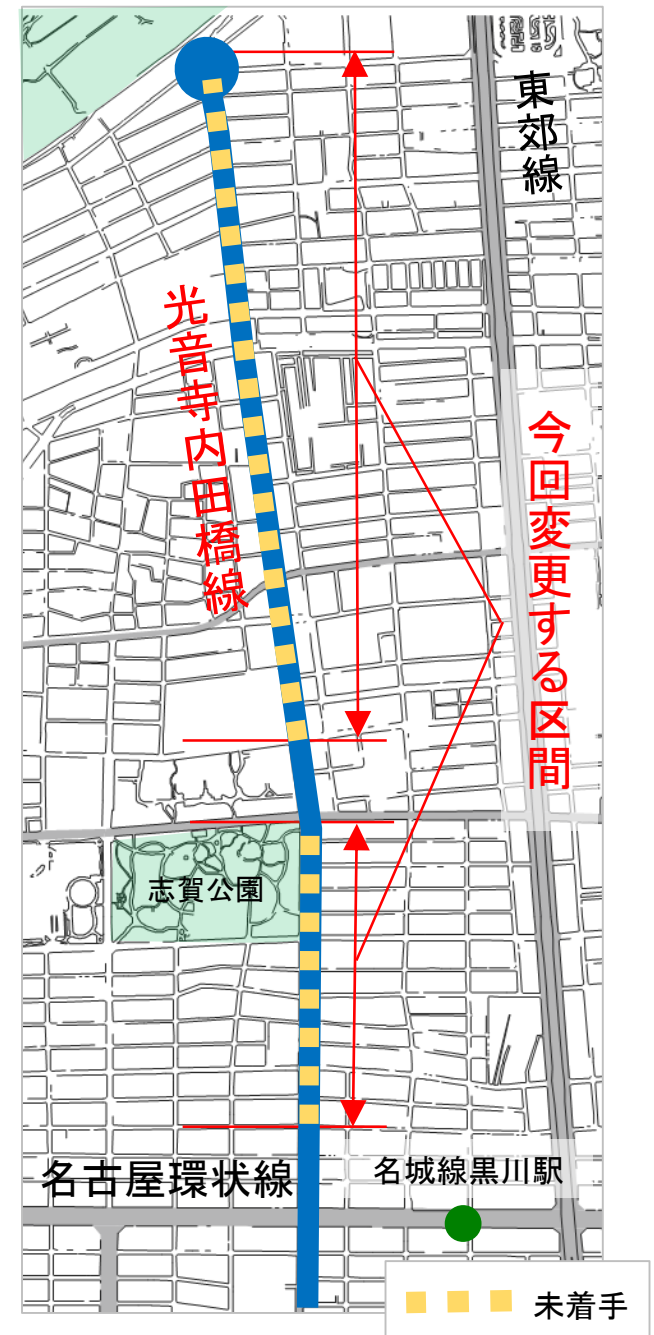
○第2次整備プログラム

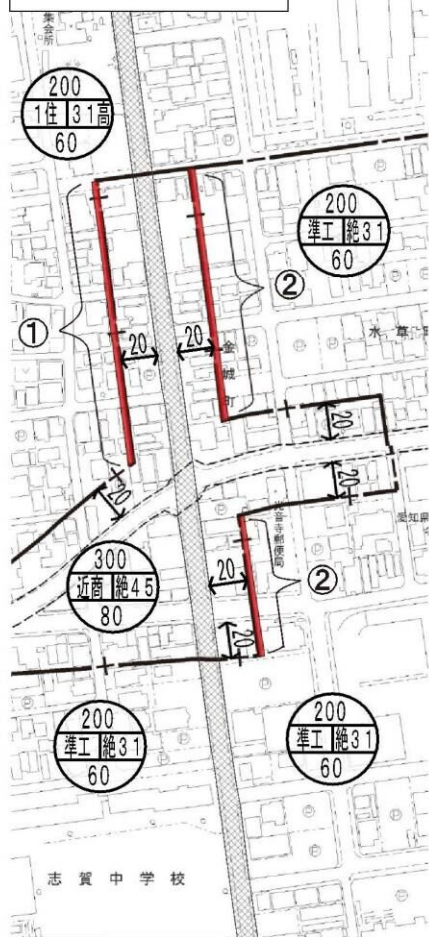
(平成29年3月策定)

「変更候補路線」

(計画幅員15m

→現況幅員約10.9m、約11.5m)



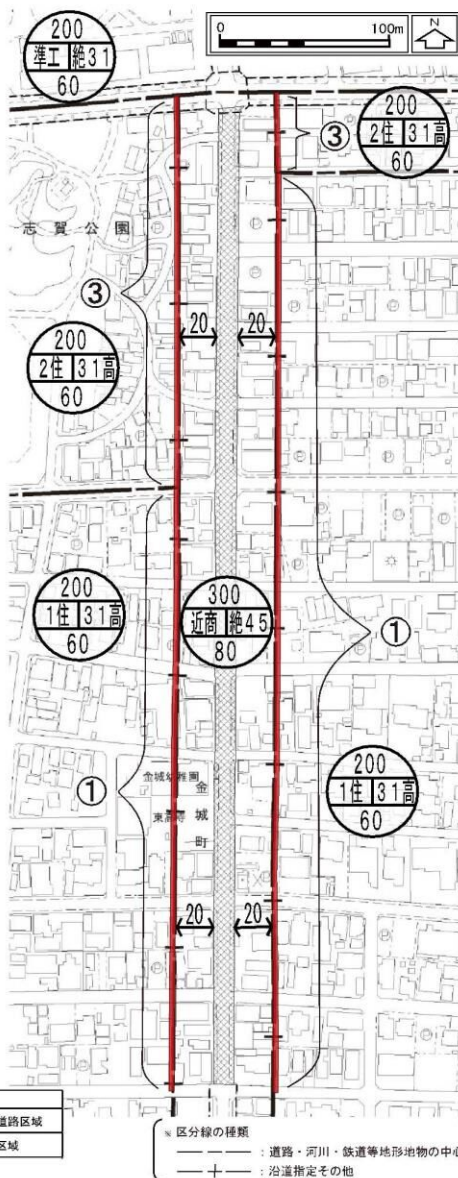


凡 例		
容积率(%) 用途地区 高度地区 建蔽率(%)		
種類	座称	名称
用途 地域	1位	第 1 種 住 居 地 域
	2位	第 2 種 住 居 地 域
	近商	近 隣 商 業 地 域
	準工	準 工 業 地 域
高度 地区	31高	3 1 m 高 度 地 区
	準31	準 对 高 3 1 m 高 度 地 区
	準45	準 对 高 4 5 m 高 度 地 区
	準45	準 对 高 4 5 m 高 度 地 区

凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

用途地域等変更前後対照表

變更箇所	变更前				变更后			
	用途地域	容積率/建蔽率	高さ地区	特別用途地区	用途地域	容積率/建蔽率	高さ地区	特別用途地区
①	近隣商業地域	300%/80%	高さ地区 45m高さ地区	—	第1種住居地域	200%/60%	31m高さ地区	—
②	近隣商業地域	300%/80%	高さ地区 45m高さ地区	—	準工業地域	200%/60%	31m高さ地区	大規模集客施設利用地区 特別工業地区
③	近隣商業地域	300%/80%	高さ地区 45m高さ地区	—	第2種住居地域	200%/60%	31m高さ地区	—



路線の概要(杉村老松線)

起点: 北区安井三丁目 終点: 中区新栄一丁目

- 計画延長: 約5.85km
うち今回変更する
未着手区間: 約1,430m
(北区安井三丁目～辻本通1丁目)

- 第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「変更候補路線」
(計画幅員16m→現況幅員約10.9m、11.8m)

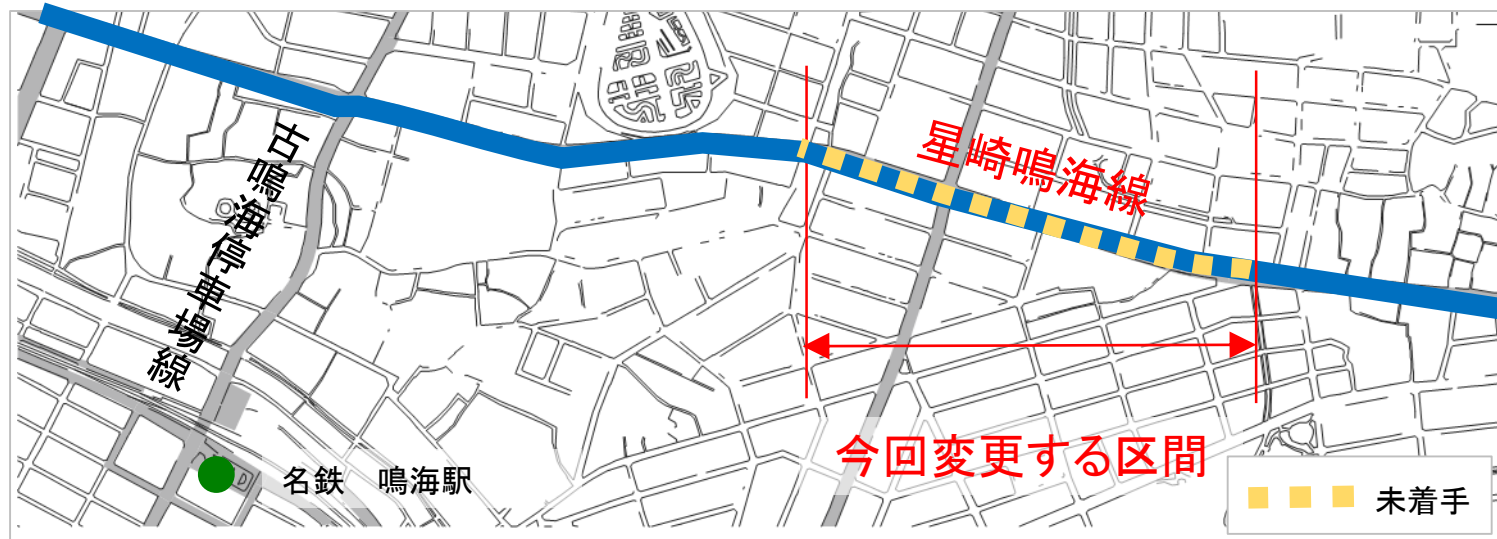


路線の概要(星崎鳴海線)

起点: 港区船見町 終点: 緑区相原郷二丁目

○計画延長 : 約7.86km
うち今回変更する未着手区間 : 約530m(緑区鳴海町字文木～潮見が丘三丁目)

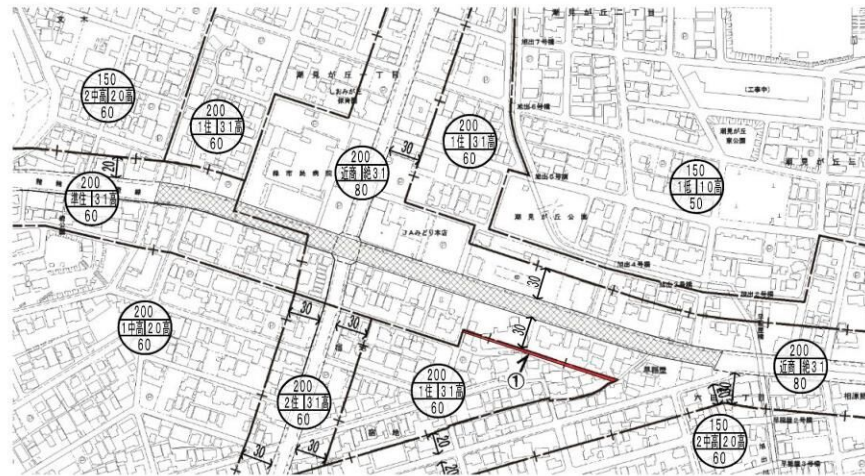
○第2次整備プログラム(平成29年3月策定)
「変更候補路線」
(計画幅員20m→現況幅員約18.9m)



参考図⑤ (その2)



※区分線の種類
 — — — : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 — + — : 沿道指定その他



凡 例		
容積率(%) 用途地域 高度地区 建蔽率(%)		
種類	略称	名称
用途地域	1低	第1種低層住居専用地域
	1中高	第1種中高層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
	準住	準住居地域
高度地区	近商	近隣商業地域
	10高	10m高度地区
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶31	絶対高31m高度地区

凡 例	
	変更後の都市計画道路区域
	用途地域等の変更区域

用途地域等変更前後対照表

見直し箇所	変更前			変更後		
	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区	用途地域	容積率／建蔽率	高度地区
①	近隣商業地域	200% 80%	絶対高 31m高度地区	第1種住居地域	200% 60%	31m高度地区

イ 計画の一部区間の廃止を行う路線

路線名	変更の概要	関連路線の変更※	具体的な 変更内容
3・5・26号 堀越枇杷島線	延長約700mの区間の廃止 に伴う終点の変更及び代表 幅員の変更	3・1・20号 伏見町線	参考図③
3・4・51号 味鋺線	延長約530mの区間の廃止 に伴う終点の変更	用途地域・高度地区の変更	参考図⑥
3・4・61号 鳥羽見線	延長約780mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・4・108号 守山本通線	参考図⑦
3・4・97号 中小田井味鋺線	延長約2,750mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・4・212号 味鋺西線 都市計画緑地の変更	参考図⑥
3・5・106号 北押切堀端線	延長約910mの区間の廃止 に伴う起点の変更	3・2・3号 名古屋環状線	参考図③
3・5・131号 駅西線	全延長約570mの区間の廃止	3・3・14号 椿町線	参考図⑧
3・4・147号 鳥森町線	延長約1,120mの区間の廃止 に伴う終点の変更	3・2・3号 名古屋環状線	参考図⑧
3・5・167号 枯木上旭出線	全延長約1,370mの区間の廃止	3・3・81号 高針大高線 3・4・87号 古鳴海停車場線 3・4・88号 鳴子団地大高線 特別緑地保全地区の変更	参考図⑤

※未着手都市計画道路の廃止に伴い、交差する都市計画道路の構造事項(交差箇所数)の変更等を行う。

整備効果の評価
(定量的評価)

事業性の検証
(定性的検証)

評価・検証結果の確認(自動車交通処理の検証・道路整備費の見通し)

路線別の見直しの方向性

今後整備する路線

今後整備しない路線

概ね11m以上の現況道路あり

概ね11m以上の現況道路なし

整備優先路線
(今後10年以内に整備着手)

10箇所 4km

計画存続路線
(今後10年以降に整備着手)

42箇所 20km

変更候補路線
(現況幅員等への計画の変更)

21箇所 15km

廃止候補路線
(計画の廃止)

30箇所 15km

路線の概要(堀越枇杷島線)

起点：西区上堀越町4丁目

終点：西区枇杷島一丁目

○計画延長：約1.72km
うち今回変更する
未着手区間：約460m
(西区枇杷島三丁目～枇杷島一丁目)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」



路線の概要(味鋤線)

起点：北区楠二丁目

終点：北区中味鋤二丁目

○計画延長：約1.28km
うち今回変更する未着手区間：約500m（北区中味鋤三丁目～中味鋤一丁目）

○第2次整備プログラム
（平成29年3月策定）
「廃止候補路線」

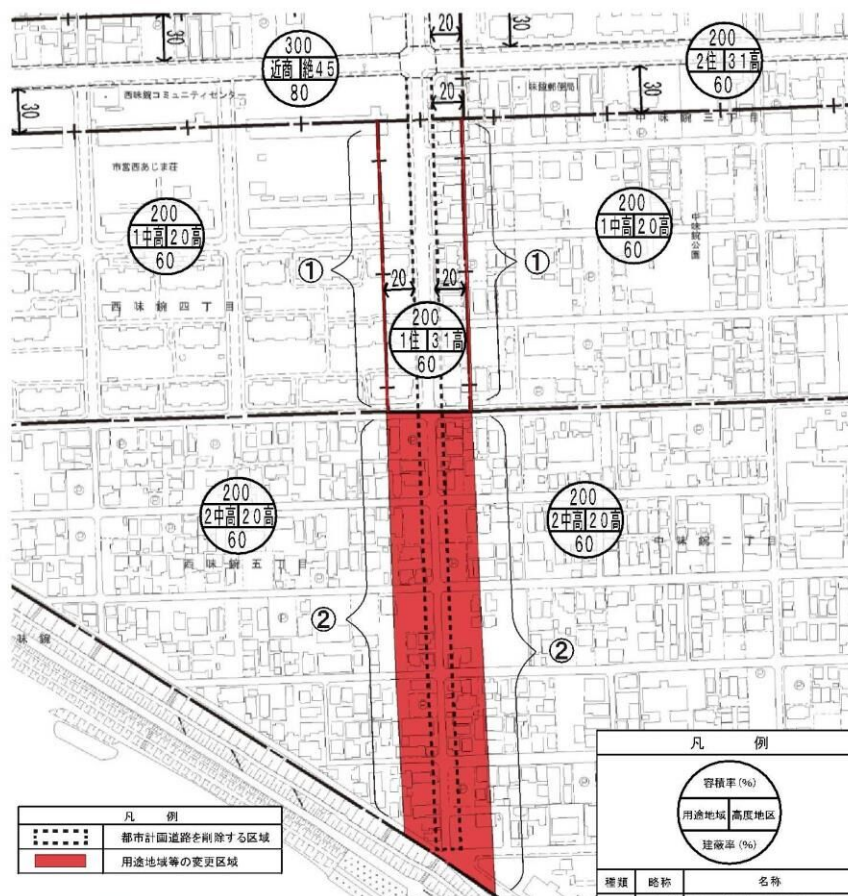


参考図 ⑥

(その2)



※区分線の種類
 --- : 道路・河川・鉄道等地形地物の中心
 ---+--- : 沿道指定その他



凡 例	
	都市計画道路を削除する区域
	用途地域等の変更区域

用途地域等変更前後対照表

変更箇所	変更前		変更後	
	用途地域	容積率/建蔽率	用途地域	容積率/建蔽率
①	第1種住居地域	200% 60%	第1種中高層住居専用地域	200% 60%
②	第1種住居地域	200% 60%	第2種中高層住居専用地域	200% 60%

凡 例		
容積率(%) 用途地域 高度地区 建蔽率(%)		
種類	略称	名称
用途地域	1中高	第1種中高層住居専用地域
	2中高	第2種中高層住居専用地域
	1住	第1種住居地域
	2住	第2種住居地域
高度地区	近商	近隣商業地域
	20高	20m高度地区
	31高	31m高度地区
	絶対45	絶対高度45m高度地区

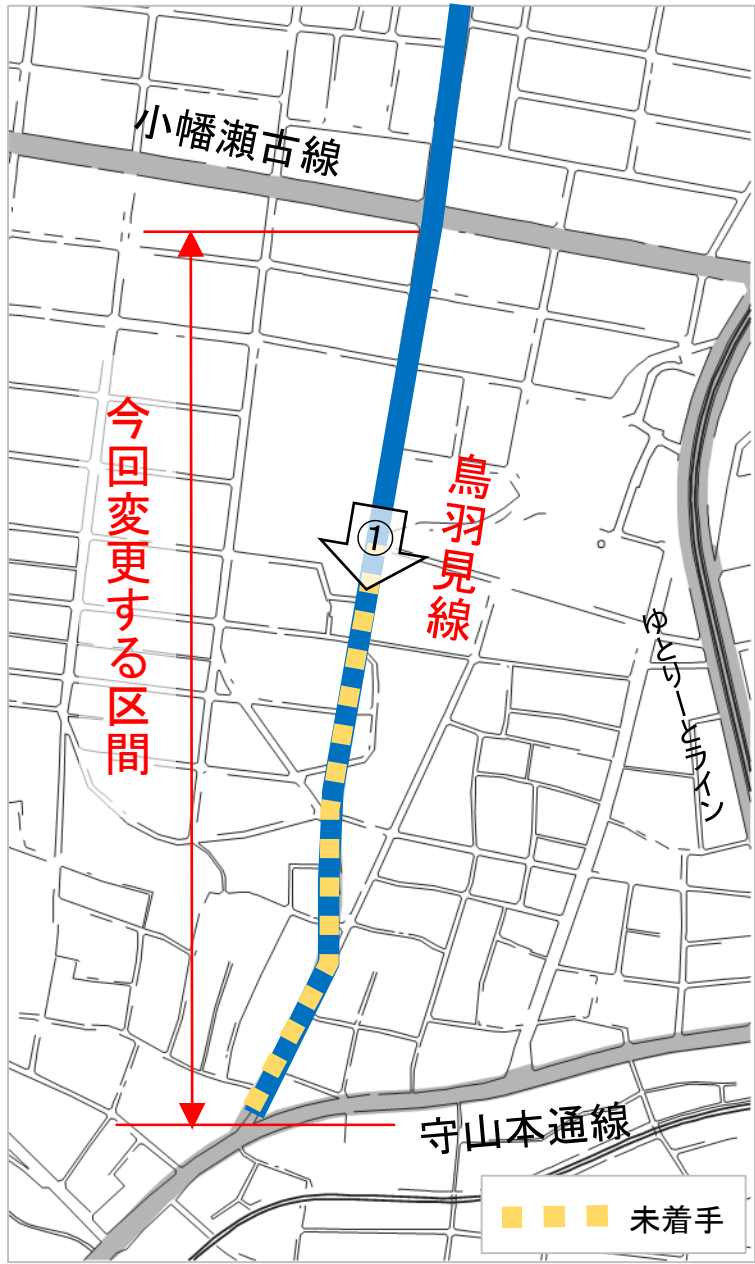
路線の概要(鳥羽見線)

起点：守山区鳥神町

終点：守山区町北

○計画延長：約1.62km
うち今回変更する
未着手区間：約490m
(守山区町北地内)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」

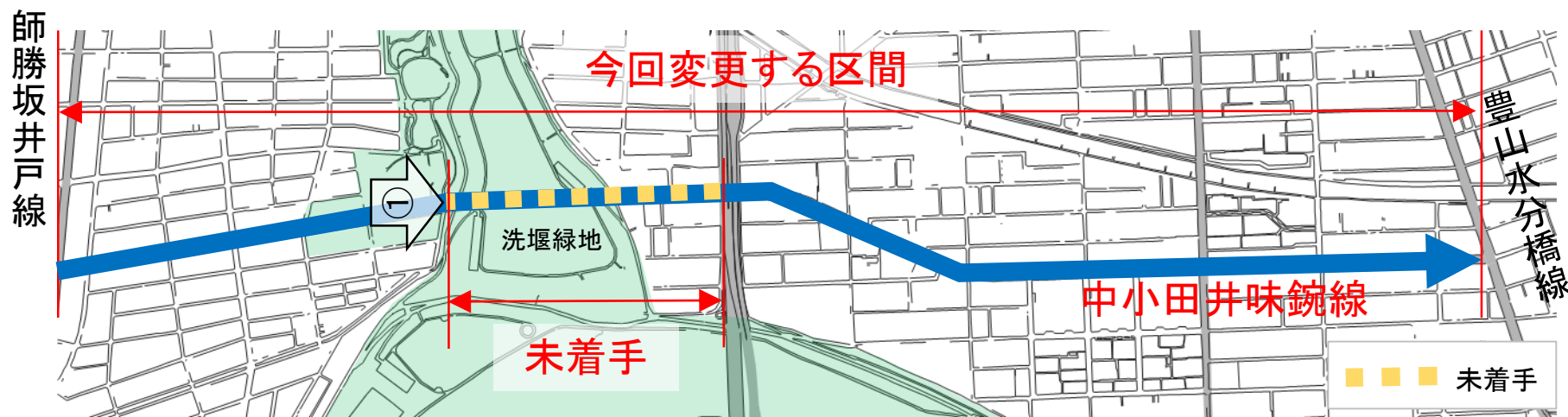


路線の概要(中小田井味碗線)

起点：西区中小田井二丁目 終点：北区楠味琕三丁目

○計画延長 : 約5.56km
うち今回変更する未着手区間 : 約530m
(西区山田町大字大野木～北区落合町)

○第2次整備プログラム（平成29年3月策定）
「廃止候補路線」



変更前

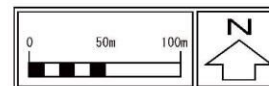
変更後

中小田井味鋤線



参考図⑥

(その3)



第4号 洗堰緑地 (名古屋市決定)

【区域の変更】

都市計画道路中小田井味線の一部区間の廃止に伴う、
都市計画緑地区域の追加



凡 例

	都市計画道路を削除する区域
	変更後の都市計画緑地区域 (約116.3ha)
	都市計画緑地に追加する区域 (約0.5ha)

路線の概要(北押切堀端線)

起点：西区名西二丁目
終点：西区域西三丁目

○計画延長：約1.72km
うち今回変更する
未着手区間：約590m
(西区名西二丁目地内)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」

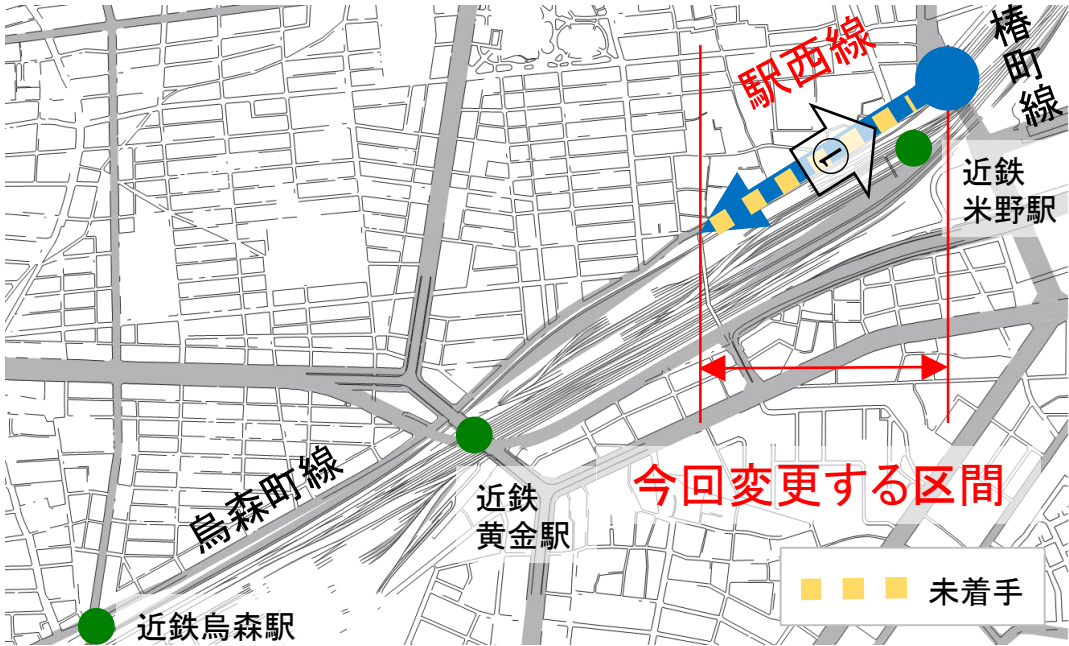


路線の概要(駅西線)

起点：中村区太閤二丁目
終点：中村区長戸井町2丁目

○計画延長：約0.57km
うち今回変更する
未着手区間：約530m
(中村区下米野町1丁目～長戸井町2丁目)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」

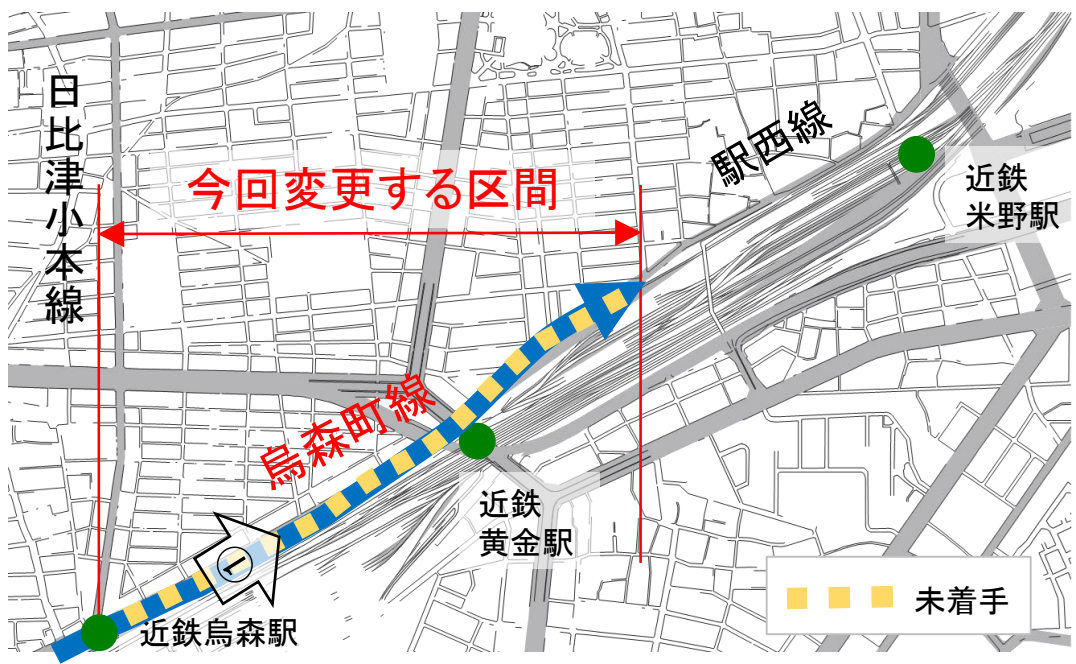


路線の概要(烏森町線)

起点：中村区野上町
終点：中村区長戸井町2丁目

○計画延長：約3.11km
うち今回変更する
未着手区間：約1,090m
(中村区牛田通4丁目～長戸井町2丁目)

○第2次整備プログラム
(平成29年3月策定)
「廃止候補路線」



路線の概要(枯木上旭出線)

起点：緑区鳴海町字枯木

終点：緑区作の山町

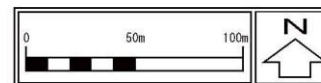
- 計画延長：約1.37km
 - うち今回変更する未着手区間：約650m
 - (緑区鳴海町字清水寺地内、鳴海町字三高根～鳴海町字薬師山)

- 第2次整備プログラム
 - (平成29年3月策定)
 - 「廃止候補路線」



参考図⑤

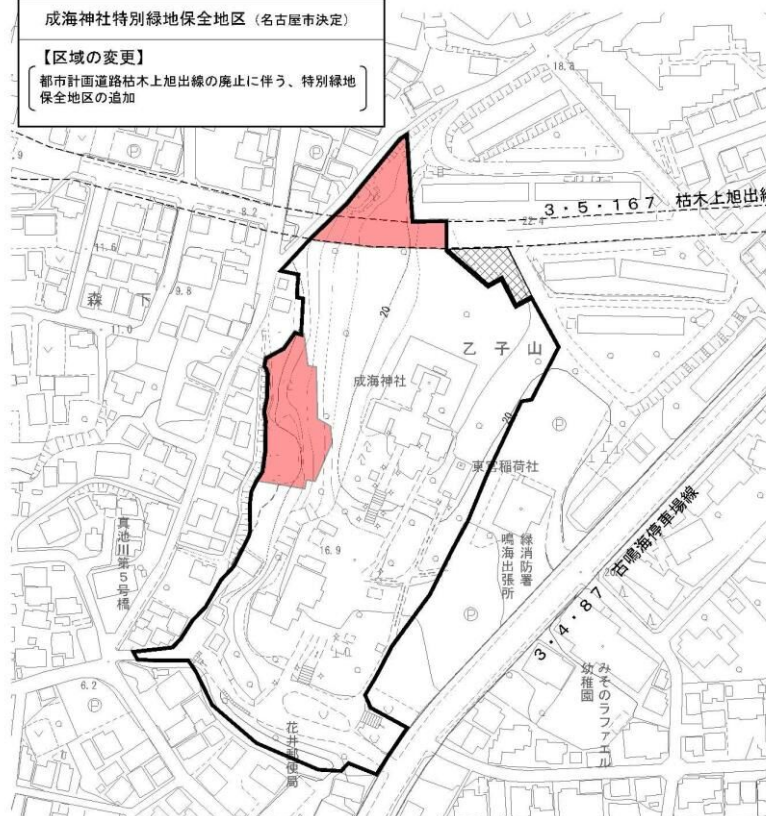
(その3)



成海神社特別緑地保全地区（名古屋市決定）

【区域の変更】

都市計画道路枯木上旭出線の廃止に伴う、特別緑地保全地区の追加



凡 例

	都市計画道路
	都市計画道路を削除する区域
	変更後の特別緑地保全地区（約2.7ha）
	特別緑地保全地区を追加する区域（約0.3ha）
	特別緑地保全地区を削除する区域（約0.04ha）

都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和元年5月10日～令和元年5月24日
意見書提出数	3通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・鳥森町線の線路側を自転車や歩行者が通ると、車と接触しないかとひやひやする。歩道を歩いていると、自転車がスピードを出して横を走っていくために危険を感じる。鳥森駅東の交差点では、自動車も自転車も信号無視を多く見かける。計画とおり鳥森町線を整備してほしい。	・鳥森町線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・交通安全に関するご意見については、必要に応じて、関係機関等と調整を行いつつ、検討していきたいと考えております。
・枯木上旭出線における所有地について、名古屋市と「将来的には、全ての土地を買い取る」等の約束になっていると親から聞いていた。今回、枯木上旭出線の計画の廃止が提案されているが、近い将来に「全ての土地の買い取り」があるのならば、計画の廃止もやむをえないと考えるが、それがなければ受け入れられない。	・枯木上旭出線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことや、整備する場合には地形起伏を考慮した影響範囲の拡大が想定され、事業規模に対する道路整備の有効性が低いことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・計画を廃止した場合、道路整備の事業を行わないため、市が買い取らない区域となります。
・鳥羽見線に親の自宅があり、長らく立ち退きを待っていた。計画が廃止されたら、手放すことも建て直すことも出来なくなりそうであり、今後の不安が発生する。何か救済措置を考えていただきたい。	・鳥羽見線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。

都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和元年5月10日～令和元年5月24日
意見書提出数	3通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 烏森町線の線路側を自転車や歩行者が通ると、車と接触しないかとひやひやする。歩道を歩いていると、自転車がスピードを出して横を走っていくために危険を感じる。烏森駅東の交差点では、自動車も自転車も信号無視を多く見かける。計画とおり烏森町線を整備してほしい。	・ 烏森町線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・ 交通安全に関するご意見については、必要に応じて、関係機関等と調整を行いつつ、検討していきたいと考えております。
・ 枯木上旭出線における所有地について、名古屋市と「将来的には、全ての土地を買い取る」等の約束になっていると親から聞いていた。今回、枯木上旭出線の計画の廃止が提案されているが、近い将来に「全ての土地の買い取り」があるのならば、計画の廃止もやむをえないと考えるが、それがなければ受け入れられない。	・ 枯木上旭出線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことや、整備する場合には地形起伏を考慮した影響範囲の拡大が想定され、事業規模に対する道路整備の有効性が低いことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・ 計画を廃止した場合、道路整備の事業を行わないため、市が買い取らない区域となります。
・ 鳥羽見線に親の自宅があり、長らく立ち退きを待っていた。計画が廃止されたら、手放すことも建て直すことも出来なくなりそうであり、今後の不安が発生する。何か救済措置を考えていただきたい。	・ 鳥羽見線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。

都市計画案に係る意見書の要旨及び都市計画決定権者の見解

1 意見書の提出状況

意見書受付期間	令和元年5月10日～令和元年5月24日
意見書提出数	3通

2 都市計画案に係る意見の要旨及び都市計画決定権者の見解

意見の要旨	都市計画決定権者の見解
・ 烏森町線の線路側を自転車や歩行者が通ると、車と接触しないかとひやひやする。歩道を歩いていると、自転車がスピードを出して横を走っていくために危険を感じる。烏森駅東の交差点では、自動車も自転車も信号無視を多く見かける。計画とおり烏森町線を整備してほしい。 ・ 枯木上旭出線における所有地について、名古屋市と「将来的には、全ての土地を買い取る」等の約束になっていると親から聞いていた。今回、枯木上旭出線の計画の廃止が提案されているが、近い将来に「全ての土地の買い取り」があるのならば、計画の廃止もやむをえないと考えるが、それがなければ受け入れられない。 ・ 鳥羽見線に親の自宅があり、長らく立ち退きを待っていた。計画が廃止されたら、手放すことも建て直すことも出来なくなりそうであり、今後の不安が発生する。何か救済措置を考えていただきたい。	・ 烏森町線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・ 交通安全に関するご意見については、必要に応じて、関係機関等と調整を行いつつ、検討していきたいと考えております。 ・ 枯木上旭出線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことや、整備する場合には地形起伏を考慮した影響範囲の拡大が想定され、事業規模に対する道路整備の有効性が低いことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。 ・ 計画を廃止した場合、道路整備の事業を行わないため、市が買い取らない区域となります。 ・ 鳥羽見線は、第2次整備プログラムにおいて、総合的な整備効果が高くはないことから「廃止候補路線」と位置づけており、これに基づき、計画を廃止したいと考えております。